

平成31年度 秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付実施要領

1. 趣旨

秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付要綱（平成31年1月1日施行。以下「要綱」という。）に定める助成金の実施の取扱いについては、要綱によるほか、本要領に定めるところによるものとする。

2. 採択方法及び助成率加算

（1）理事長は、要綱第7条の交付の決定にあたっては、秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。

（2）審査会は委員長1名及び委員若干名で構成し、委員長は、公益財団法人仙台観光国際協会事務局長をもって充て、委員は、観光または地域経済に知見を有する者から、理事長が委嘱する。

（3）審査会では、審査会が定める合格基準に達した事業のうちから、予算の範囲内で、評価の高い順に助成金の交付対象として採択するものとする。

（4）合格基準に達した事業全てを採決してなお、予算に残額が生じている場合は、次の各号の全てに該当する事業に限り、評価の高い順に助成金の額を対象経費の2分の1以内から4分の3以内に増額することができる。（要綱の経過措置を受けようとする事業は対象としない。）

①交付申請書において助成率の加算有の区分で申請すること。

②非営利団体のみの申請であること。

③審査会で事業内容等の説明を行うこと。

3. 募集期間

要綱第6条の期間は平成31年1月15日から平成31年2月15日までとする。

4. 助成金事業の内容の変更等

助成金事業者は、助成金交付決定の通知書を受理した後、当該事業を変更しようとする場合は、総経費の30%以内の軽微な変更を除いて、その都度事業変更申請書により理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

また、当該事業を中止し、又は廃止したときは、事業中止申請書により理事長に報告するものとする。

5. 事業実績報告会

助成金事業者は、事業実績報告会開催時に出席して事業実績内容等について説明するものとする。

6. 助成金交付決定の取消し及び返還

理事長は、助成金交付決定の通知を受けた助成金事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取消し、又はすでに交付した助成金の返還を求めることができるものとする。

（1）要綱、要領又は助成金交付決定の内容・条件に違反したとき。

（2）事業の実施方法等が不適当であり、又は事業の実施結果が不良であるとき。

（3）助成金を他の用途に使用したとき。

7. 報告の徵取等

理事長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成金事業者から報告又は資料の提出を求めることができる。

8. その他

（1）採択された事業については、条件を付す場合がある（事業内容、事業期間、事業金額等）。

（2）要綱の経過措置を受けようとする場合は、審査会で事業内容等の説明をしなければならない。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。